

福島県川俣町地域おこし協力隊（企業研修型）募集要項

川俣町では、少子高齢化の影響により町内企業の後継者不足が著しく、その中でも、特に職人仕事・伝統工芸における担い手の確保は喫緊の課題となっている。

町の重要な伝統文化である「花火産業」においては、現在、小規模事業者1社のみで運営しており、事業の消滅が危惧されている。そこで、伝統文化継承のため「有限会社菅野煙火店」の支援を受けて、花火師としての知識・技術を学び、事業の担い手として活躍する地域おこし協力隊を募集します。

有限会社菅野煙火店…1886年（明治中期）創業。町内で唯一の煙火店であり、全国でも有数の花火師が在籍している。

1 募集人数

1名

2 活動内容

◇花火師としての知識・技術の習得に向けた取り組み

花火師としての知識・技術を習得し、伝統文化の振興および事業の継承・拡大を目的とし、有限会社菅野煙火店に弟子入りしていただきます。

◇協力隊任期（3年間）終了後の目標

活動を通じて、花火師としての知識・技術について習得し、任期終了後は身に着けたスキルを活かして、花火師として活動をしていただきます。

3 応募要件

- (1) 3大都市圏（※1）をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に現に住所を有している方、または、地域おこし協力隊として同一地域における活動経験が2年以上あり、かつ解嘱から1年以内である方で、採用後、川俣町に住民登録をし、かつ生活の拠点を移すことができる方
- (2) 「花火が好きな方」「ものづくり・職人仕事に興味がある方」「人を感動させる仕事をしたい方」で、活動期間終了後も川俣町に定住する意欲のある方
- (3) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションが図れる方
- (4) 普通自動車運転免許を有している方（活動には運転が必須となります。）
- (5) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセルなど）ができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方（※2）

（※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。

（※2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者

①成年被後見人又は被保佐人

②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③川俣町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない

者

- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 活動場所

川俣町内

5 委嘱形態・期間

- (1) 町と業務委託契約を締結して活動します。
※町との雇用関係はありません。
- (2) 町が委託する業務に支障がない範囲で副業を行うことも可能です。
- (3) 隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日からその年度の末日までとします。
- (4) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最長3年)
- (5) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができますものとしてします。

6 活動日数等

活動日数や活動時間は、受入先と協議し決定します。

7 委託料及び福利厚生等

- (1) 委託料の額は、月額266,000円を上限とします。
- (2) 活動に必要な経費(車両借上費、燃料費、出張旅費等)は、町と協議の上、活動に必要と認められるものに限り、予算の範囲内(年間上限776,000円)で委託料とは別に補助します。
- (3) 業務委託契約のため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (4) 住居費は月額42,000円を上限に町が家賃を補助します。
※転居費用、生活備品、光熱水費は自己負担です。
- (5) 活動に使用する自動車及びパソコン等事務機器、携帯電話は、ご自身で用意いただきます。

8 応募手続き

(1) 受付期間

第1期(令和7年10月1日入隊)：

令和7年6月24日(火)から7月31日(木)締切(当日消印有効)

第2期(令和8年4月1日入隊)：

未定

(2) 提出書類(各1部)

- ・川俣町地域おこし協力隊申込書
- ・住民票の写し
- ・普通自動車運転免許証の写し(表・裏)
※提出していただいた書類は返却しません。

9 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

※応募いただいた内容について、ご連絡させていただくこともありますので、ご了承ください。

※応募に関する費用は、応募者負担となります。

(2) おためし地域おこし協力隊員

第1次選考合格者を対象に、実際の活動内容の体験を行っていただきます。体験期間は、約2週間（土日、祝日を含む）を想定しております。体験に参加された場合、町から上限12,000円/活動日を支給します。

(3) 第2次選考

おためし地域おこし協力隊員参加者を対象に、町による面接を行います。日時及び会場等については、おためし地域おこし協力隊員としての体験が終了した後、お知らせします。

※第2次選考に要する交通費等は応募者の負担となります。

(4) 選考結果

選考結果は、第2次選考対象者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

10 その他

(1) 問い合わせから選考までの流れ

オンライン説明会→受入先との事前面談（必須）→応募申込→第1次選考

→おためし地域おこし協力隊員体験活動→第2次選考内定

(2) 町内や受入企業の担当者との顔合わせなど、応募される前に活動環境の確認を必須としています。研修希望日時を電話またはメールにて、お問い合わせください。

(3) その他、不明な点や質問については、担当課へお問い合わせください。

11 応募・問い合わせ先

川俣町政策推進課まちづくり推進係

【住所】 〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

【連絡先】 024-566-2111（代表） 2406（内線）

【メール】 seisaku@town.kawamata.lg.jp